# 大飯原発３・４号　新基準適合性評価に関する質問書

２０１３年6月１８日

原子力規制委員会　様

**１．免震事務棟の代わりとなる、大飯１・２号の会議室について**

大飯原発３・４号の免震事務棟は、大飯原発サイトの取水口南側に２年後の秋に運用開始予定となっている（最大１０００人収容）。関電は、それまでは大飯１・２号の会議室を代わりに使用するとしている。

（１）事故時に集中的な対応を行う場所が、隣の大飯原発１・２号の会議室では、距離が近すぎて役割を果たせないのではないか？免震事務棟は、距離を離すのが原則ではなかったのか？

（２）会議室は約１０５平方メートルで、収容人員は３８名でしかない。また、原子炉の状況などを表示する機器は、ノートパソコン１台しかない。これで、充分な機能を果たせるのか？

（３）免震事務棟の完成は２０１５年秋頃のため、現在は新基準に適合していないのではないか？

**２．大飯原発の防潮堤完成時期について**

規制委員会は、再稼働のための申請の前提として、防潮堤の完成をあげている。

大飯原発の防潮堤完成時期は、来年３月の予定となっている。そのため、新基準に適合していないのではないか？

**３．敷地内破砕帯調査について**

規制委員会は敷地内活断層の調査中原発については､再稼働のための申請の前提として、結論が得られていることを条件としている。

大飯原発では、敷地内破砕帯Ｆ－６について調査が継続中であり、有識者会合でも結論が出ていない。そのため新基準に適合していないのではないか？

**４．フィルター付きベント設備について**

規制委員会は、再稼働のための申請の前提として、ＰＷＲ原発では、フィルター付きベント設備の完成をあげている。

大飯原発では､フィルター付きベント設備の完成は２０１６年３月完了予定としている。そのため新基準に適合していないのではないか？

**５．基準地震動関係**

規制委員会は「３連動を基本として基準地震動を策定すること」を関電に求めてきた。しかし、関電は、基準地震動については２連動のままで、３連動は「念のため」として「評価用地震動」なるものに置き換えてしまった。

規制委員会の要求を認めず、３連動で基準地震動を策定しないのでは、新基準に適合しないのではないか？

## ６．大飯原発は新基準に適合していないため、運転停止を求めるべき

以上のように、規制委員会の要求さえも満たさない大飯原発は、新基準に適合しているとはいえない。そのため、直ちに大飯原発の運転停止を求めるべきではないか。

以上